

障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律 Q & A 集

（ 「障害者差別解消支援地域協議会」に係る Q&A 集 抜粋 ）

平成 25 年 6 月 内閣府障害者施策担当

この Q & A 集は、主に本法律に関する国会審議における答弁を集約し、
内閣府としての現時点における考え方をまとめたものである。

【16. 障害者差別解消支援地域協議会】

- 問16-1 「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できることとする趣旨如何。
- 問16-2 地域協議会の具体的な役割として、具体的に、どのような場合にどのような情報交換や取組を行うことを想定しているか。
- 問16-3 地域協議会が自ら障害者等からの相談を受けることは可能か。
- 問16-4 地域協議会が調停等の紛争解決を行うことは可能か。地域協議会は、地域における問題解決にどのように寄与するのか。
- 問16-5 地域協議会における協議の結果に基づき、行政機関が事業者に対して指導等を行うことは、可能か。
- 問16-6 国の出先機関は、地域協議会を組織する関係機関として想定されているのか。
- 問16-7 地域協議会で取り上げられた相談事例を基にして主務大臣が第12条の権限行使を行う場合、第19条の秘密保持義務との関係はどうなるのか。
- 問16-8 庶務を地方公共団体が行うとされている趣旨如何。
- 問16-9 政府として、地域協議会の設置を促進するため、どのような支援を考えているか。
- 問16-10 「その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野」とはどのようなものが想定されているのか。
- 問16-11 「障害者雇用促進法の定めるところによる」とされている雇用分野についても、地域協議会が扱う分野に含まれるのか。
- 問16-12 地域協議会の構成員として加えることができる「その他必要があると認める者」として具体的にどのような者を想定しているのか。
- 問16-13 「当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組」とは、具体的に誰がどのようにどのような取組を行うことを想定しているのか。

【16. 障害者差別解消支援地域協議会】

問16-1 「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できることとする趣旨如何。

(答)

1. 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、国レベルでの施策に加え、障害者にとって身近な地域において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進されることが必要である。
2. そこで、本法においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができることとしている。
3. このような協議会が組織されることにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じることなく、地域全体として障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われることになることを期待している。

問16-2 地域協議会の具体的な役割として、具体的に、どのような場合にどのような情報交換や取組を行うことを想定しているか。

(答)

1. 地域協議会の事務としては、障害者からある構成機関等に障害を理由とする差別についての相談があり、かつ、当該構成機関等のみでは対応しきれないような場合に、協議会の構成機関等の間でこのような事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応や、当該事案を踏まえた具体的な差別の解消策等について協議することを想定している。
2. 更に、このような協議の結果に基づき、各構成機関等がそれぞれ自らの役割に応じ、差別の解消に向けた取組を実施することを想定している。

問16-3 地域協議会が自ら障害者等からの相談を受けることは、可能か。

(答)

地域協議会の1つの在り方として、協議会自体が障害者や事業者等からの相談を受けるようなものも、可能であると考える。

問16-4 地域協議会が調停等の紛争解決を行うことは可能か。地域協議会は、地域における問題解決にどのように寄与するのか。

(答)

1. 地域協議会においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築し、協議会の構成機関等の間で障害を理由とする差別に関する事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議することを想定している。
2. 協議会が自ら調停を行うことは想定していないが、行政措置の権限を有する行政機関等に橋渡しをしたり、調停やあっせん等の機能を有する既存の紛争解決機関へ結びつけていく、という形で問題の解決を後押ししていくことが、重要であると考えている。
3. このように、協議会が適切な機関へ事案をつなぐ役割を担うことや、情報やノウハウの共有を通じた既存の相談・紛争解決機関の機能の向上により、地域全体として障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決機能の向上が図られることが期待される。

問16-5 地域協議会における協議の結果に基づき、行政機関が事業者に対して指導等を行うことは、可能か。

(答)

協議の結果を踏まえ、地域協議会から、本法第12条による主務大臣の権限行使など行政措置の権限を有する行政機関に橋渡しを行うことは、可能であると考ええる。

問16-6 国の出先機関は、協議会を組織する関係機関として想定されているのか。

(答)

1. 国の出先機関は、協議会を組織する「関係機関」として含まれる。
2. 地域協議会が、協議の結果を踏まえて行政措置の権限を有する主務大臣への橋渡しを行うことは、問題解決の1つの形として重要であり、出先機関が含まれる場合、この橋渡しがスムーズになることが期待されることから、出先機関を含むことは有効であると考ええる。

問16-7 地域協議会で取り上げられた相談事例を基にして主務大臣が第12条の権限行使を行う場合、第19条の秘密保持義務との関係はどうなるのか。

(答)

地域協議会が、地域協議会で取り上げられた相談事例について主務大臣に対し情報提供を行う場合、

- ①主務大臣は、法律に基づき、事業者に対して報告の徴収、助言、指導、勧告を行う権限を有しており、かかる権限を持つ者に対して地域協議会がその権限の発動を求めて事案の情報提供を行うことは正当な行為であると考えられること
- ②主務大臣には国家公務員法上の秘密保持義務が課せられていることから、このような情報提供は差別解消法第19条にいう「秘密を漏ら」す行為には当たらないものと考えられる。

問16-8 庶務を地方公共団体が行うとされている趣旨如何。

(答)

1. 地域協議会においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築し、協議会の構成機関等の間で障害を理由とする差別に関する事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議することを想定している。
2. このような協議会の趣旨から、当該地域における障害者施策の推進を担い、既存の関係機関等のネットワークの要となり得る地方公共団体の部局等に、庶務を担っていただくことが適切と考えている。

問16-9 政府として、地域協議会の設置を促進するため、どのような支援を考えているのか。

(答)

1. 内閣府としては、例えば、地方における先進的な取組の事例を収集し提供することや、設置状況を把握し公表すること等の支援を積極的に行い、地域協議会ができるだけ多くの地域において組織されるよう、後押ししてまいりたい。
2. なお、地域協議会が組織されることに伴い、地方公共団体にどの程度の業務量が発生し、人的配置がどの程度必要になるか、今後、地方公共団体をはじめ関係者の意見も聴きながら、検討していく必要があると考えている。その上で、関係省庁とも連携し、必要な財政支援の在り方についても、検討してまいりたい。

問16-10 「その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野」とはどのようなものが想定されているのか。

(答)

障害者の自立と社会参加に関連する分野については、例えば、福祉、雇用、人権擁護、まちづくりなど、地域における障害者の自立と社会参加に関する行政分野が幅広く含まれる。

問16-11 障害者雇用促進法の定めるところによるとされている雇用分野についても、地域協議会が扱う分野に含まれるのか。

(答)

1. 本法においては、雇用分野については、本法の対象分野には含まれるものの、今国会で成立した障害者の雇用の促進に関する法律の改正法において、差別の禁止等の具体的な措置が定められることから、本法第3章に規定する差別の解消のための具体的な措置については、障害者雇用促進法の定めるところによることとしている。
2. 一方、第4章に規定している地域協議会については、これらの具体的な措置を社会全体として推進するための国や地方公共団体による「支援措置」の1つとして位置付けられるものであり、対象分野には、雇用分野も含まれる。

問16-12 地域協議会の構成員として加えることができる「その他必要があると認める者」としてどのような者を想定しているのか

(答)

協議会の構成員としてどのような者を含めるかについては、条文上挙げられている特定非営利活動法人、有識者の他、各地域において障害を理由とする差別の解消に関わる者がそれぞれ果たしている役割等、地域の実情を踏まえ、それぞれの協議会の関係機関において判断されるものである。

問16-13 「当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組」とは具体的に、誰がどのように取組を行うことを想定しているのか。

(答)

地域協議会において、障害者等からの相談事案について情報共有が行われた際に、当該事例を踏まえた協議の結果に基づき、各構成機関等が、それぞれ自らの役割に応じて、当該事案の解決のための取組や類似事案の発生の防止のための取組等を行うことを想定している。